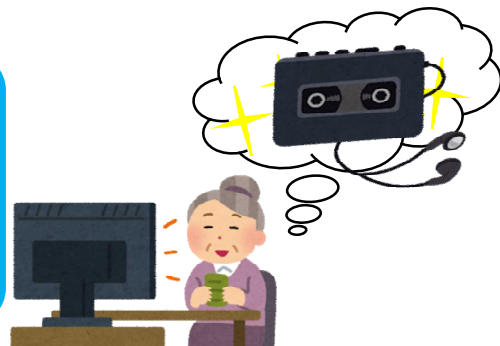




～「フリマアプリ」の利用はリスクも考えて慎重に～

事例 1

「新品・未使用」と書かれていたので、フリマアプリで携帯音楽プレイヤーを購入したが、届いた商品には傷があり、新品とは思えない。出品者に返品を申し出たが返事がない。



事例 2

フリマアプリでブランドのバックを購入。しかしどう見ても偽物と思われる商品が届いた。出品者に申し出たが、偽物と認めず返品に応じない。フリマアプリの運営会社に申し出たが、当事者間で話し合うよう言われ対応されない。



解説

フリマアプリは、インターネット上でフリーマーケットのように商品の出品や購入ができるアプリケーションです。個人でもスマホで手軽に出品や購入することができ、アプリ運営会社が、代金の支払いを仲介するサービスを提供している場合は、「代金が支払われない」「代金を支払ったのに商品が届かない」などのトラブルを軽減できる利点があります。

しかし、フリマアプリでは、アプリ運営会社は商品を売買する場を提供していますが、商品売買の当事者は出品者と購入者となるため、トラブルになった場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。多くのアプリ運営会社では、利用規約で、「説明にない傷があった」「偽物だった」など商品等のトラブルは、当事者間で解決すると定めています。「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。

フリマアプリを利用する際は、事前に利用規約をよく確認しましょう。購入する前には、取引相手の取引実績や評価欄などを確認し、商品についても、疑問点があれば出品者に直接問い合わせるなど、情報収集を十分に行うことが大切です。手軽さやメリットだけでなく、トラブルになった場合のリスクも考えて、慎重に利用しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 **午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分**

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン **188**（局番なし）